

新型コロナウイルス感染症 2023年5月8日以降の療養等について

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。その際、以下を参考にしてください。

周囲の方や事業者におかれても、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

各医療機関や高齢者施設等においては、以下の情報を参考に、新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。なお、高齢者施設等については、重症化リスクを有する高齢者が多く生活することも考慮してください。

また、感染が大きく拡大している場合には、より強いお願いを行うことがあります。

(1) 外出を控えることが推奨される期間

・特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間は外出を控えること（かつ、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ること）、症状が重い場合は、医師に相談。

発症後5日間、かつ、症状が軽快した後1日の期間は出校停止です。

(2) 周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるので、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

(3) 5月8日以降の「濃厚接触者」の取扱い

令和5年5月8日以降は5類感染症に移行し、保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはなく、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

(4) 家族が新型コロナウイルス感染症にかかったら

同居している方が新型コロナウイルス感染症にかかったら、可能であれば部屋を分け、感染した家族の世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意してください。

その上で、外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を0日目として、特に5日間は自分の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があります。こうした間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう。

2023.4.14 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
および、学校保健安全法施行規則より